

稲敷市上下水道料金徴収等業務委託
公募型プロポーザル方式に係る審査(評価)要領

1. 選定方法

- (1)参加資格については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。
- (2)企画(技術)提案書及びプレゼンテーションの評価は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。

2. 評価項目及び配点並びに評価の視点・評価基準

提出された企画(技術)提案書及びプレゼンテーションについて、次の評価基準に基づき評価する。

(1)評価項目及び配点並びに評価の視点

評価項目		配点	評価の視点
企業概要	1	10	<ul style="list-style-type: none"> ①会社概要については、資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴及び認証の取得状況が分かること。 ②財務状況については、直近2事業年度における決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書)。 ③業務実績については、他の水道事業者等における電算業務を含む委託業務の豊富な実績を持っているかを基準とする。
業務委託に関する事項	2	40	<ul style="list-style-type: none"> ①責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置が的確に行われており、各種業務の遂行がスムーズに行えるか。(業務従事者の配置図などを提出。) ②各種業務における指揮命令系統が横断的になされており、検針から納付までの使用者情報が共有化され、有効的に活用されているか。 ③急な欠員が発生した場合においても即座に適切に対応ができて得る人員体制がどのように取れているか。 ④社員等を地元から採用するなど、地元貢献へ取り組もうとしているか。 ⑤従事者に対し、業務に関する研修・教育をどのように行うのか。 ⑥様々な苦情やトラブル等に対し、どのような対応、解決が図れるのか。 ⑦法的対応が必要になった場合に受託者として、どのような対応がとれるのか。 ⑧当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案ができるのか。

業務 履行 方法 等	3	窓口業務に関する企画・技術提案	30	①現金の取扱い及び収受に際して、どのような対策（正確性、迅速性など）を考えているか。 ②現金の管理方法について安全性が確保されているか。 ③当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
	4	データ入力業務に関する企画・技術提案	30	①データ入力ミス等に対する対策 ②入力原票等書類の整理と管理 ③当該業務の改善又は効率化
	5	検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案	30	①検針異常（水量の大幅な増減、漏水の発見等）に対し、どのような対策が取れるのか。 ②検針員にどのような研修・教育を行うのか。 ③中止精算に係るデータ管理をどのように行うのか。 ④中止未納の削減に対してどのような対策を講じるのか。 ⑤当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
	6	収納業務（滞納整理）に関する企画・技術提案	40	①給水停止作業及び開栓作業に対してどのような方法で行うのか。 ②収納率向上に対してどのような対応を図れるのか。（上下水道・農業集落排水含む） ③苦情、不当要求等に対してどのような対応を図れるのか。 ④無届けにより転居した滞納者等の調査をどのような方法で行うのか。 ⑤当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
	7	電子計算機処理業務に関する企画・技術提案	20	①ハードの設置状況及びセキュリティ管理体制 ②データのバックアップ体制 ③プログラム及び帳票類の仕様変更が発生した場合の対応 ④当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。
	8	給排水装置工事に関する業務	30	①給排水工事申請受付、検査等に対する実施手法が確立されているか。 ②当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。

	9	個人情報保護に関する企画・技術提案	20	①個人情報保護関連の資格の有無（有る場合は、関係書類を提出。） ②営業所等における個人情報の漏洩等の管理体制 ③従事者に対し、個人情報保護に関する研修・教育をどのように行うのか。
	10	防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案	20	①業務執行上のリスク管理と損害賠償事案に対するの備えはあるか。 ②緊急事態発生時の連絡体制の確保及び備蓄品等（支援物資）の備えはあるか。 ③災害発生時に事業体に対する人員応援などの応援体制が整っているのか。
	11	その他料金徴収業務に係る上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案	30	本市に有益であり、かつ実効可能な業務提案であるか。
合 計			300	

(2) 評価基準

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

※1 実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず、失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

※2 企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

3. 見積について

見積内容を確認した結果、業務規模と大きく乖離がある場合は非特定とする。

4. 特定について

プロポーザル審査委員会は、提出された企画(技術)提案書及びプレゼンテーションについ

て、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、要求に対する提案毎の平均評価点数を比較し、平均点数の高い項目が多かった者を特定者とする。また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、参考見積の額が低い者を特定者とする。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。